

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和7年6月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和7年6月18日	株式会社ISM(法人番号 1330001024393) 代表者柏 田秀人	本社営業所	輸送施設の使用停止 (80日車) 文書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第8 条第1項、法第9条第 3項、法第17条第1項 第1号、法第17条第4 項	令和6年10月9日、事故報告書に記載された内容 に法令違反の疑いがあることを端緒に監査実施。 8件の違反が認められた。(1)事業計画(自動車車 庫)に定めるところに従う義務違反(法第8条第1 項)、(2)事業計画(休憩睡眠施設)に定めるところに 従う義務違反(法第8条第1項)、(3)事業計画の変 更届出違反(法第9条第3項、貨物自動車運送事 業法施行規則第7条第1項第3号)、(4)勤務時間等 の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(5)勤務時 間等の基準なお書き違反(安全規則第3条第4 項)、(6)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1 項～第3項)、(7)運行記録計による記録義務違反 (安全規則第9条)、(8)運転者等台帳の記載事項等 義務違反(安全規則第9条の5第1項)	8	8
	大阪府大阪市中央区南本 町1-4-10	熊本県熊本市南区城南町 阿高304-3					